

令和 8 年

大和市議会第 2 回定例会議案書

目 次

ページ

報告第 4 号	令和 7 年度大和市繰越明許費繰越計算書について	5
報告第 5 号	令和 7 年度大和市下水道事業会計予算繰越計算書について	9
諮問第 1 号	下水道使用料変更決定処分に係る審査請求に対する裁決について	11
議案第 25 号	大和市行政手続条例の一部を改正する条例について	15
議案第 26 号	物品購入契約の締結について	17
議案第 27 号	物品購入契約の締結について	18
議案第 28 号	物品購入契約の締結について	19
議案第 29 号	物品購入契約の締結について	20
議案第 30 号	令和 8 年度大和市一般会計補正予算（第 1 号） （別冊のとおり。）	

報告第4号

令和7年度大和市繰越明許費繰越計算書について

令和7年度大和市繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別記のとおり報告する。

令和8年6月1日提出

大和市長 古谷田 力

令和7年度大和市繰越明許費繰越計算書

会計区分	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	
一般会計	2 総務費	1 総務管理費	市庁舎施設大規模改修事業	円 9,570,000	円 9,570,000	
			コミュニティセンター施設整備事業	10,493,000	10,493,000	
			物価高騰対策給付金給付事業	768,358,000	765,280,855	
		3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳等各種届出事務	3,157,000	3,157,000	
			戸籍システム維持管理事務	6,237,000	6,237,000	
		3 民生費	1 社会福祉費	松風園運営事業	27,727,000	18,706,000
				保健福祉センター施設改修事業	133,001,000	84,601,000
	2 児童福祉費		特定地域型保育事業所等第三者委員会設置運営事務	7,885,000	5,880,000	
			物価高対応子育て応援手当支給事業	108,728,000	40,732,000	
	3 生活保護費		生活保護事業	640,598,000	631,126,390	
	8 土木費		2 道路橋りょう費	福田相模原線(南林間地区)道路改良事業	77,501,000	77,501,000

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
0	0	0	0	9,570,000
0	7,839,000	0	0	2,654,000
0	765,280,855	0	0	0
0	3,157,000	0	0	0
0	1,848,000	0	0	4,389,000
0	0	0	14,612,000	4,094,000
0	0	63,400,000	0	21,201,000
0	0	0	0	5,880,000
0	40,732,000	0	0	0
0	353,023,042	0	0	278,103,348
0	27,738,000	42,800,000	0	6,963,000

報告第5号

令和7年度大和市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和7年度大和市下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別記のとおり報告する。

令和8年6月1日提出

大和市長 古谷田 力

令和7年度大和市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左
						国庫補助金
			円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	管路整備費	300,837,000	130,563,443	114,170,000	30,000,000
		処理場整備費	885,272,000	207,223,940	49,000,000	0

の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	その他	損益勘定留保資金			
円	円	円	円	円	
84,100,000	0	70,000	56,103,557	0	国の第1次補正予算を財源とする工事について、年度内の完了が困難であるため繰り越したもの また、入札不調及び埋設支障物の関係機関との調整に時間を要したことにより年度内の完了が困難となり繰り越したもの
49,000,000	0	0	629,048,060	0	LED照明器具の仕様変更により、年度内の完了が困難となり繰り越したもの また、埋設支障物の関係機関との調整に時間を要したことにより年度内の完了が困難となり繰り越したもの

諮問第1号

下水道使用料変更決定処分に係る審査請求に対する裁決について

下水道使用料変更決定処分に係る審査請求に対し、当該審査請求を棄却する裁決をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第2項の規定により、意見を求める。

令和8年6月1日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

下水道使用料変更決定処分に係る審査請求に対し、当該審査請求を棄却する裁決をしたい必要による。

1 審査請求人 市内在住者

2 事案の概要

本件は、審査請求人が賃借する大和市内の宅地内（以下「本件宅地内」という。）コンクリート敷駐車場の地下給水管からの漏水（以下「本件漏水」という。）に関し、処分庁大和市長が令和7年6月17日付で行った下水道使用料変更決定処分について、この処分は、大和市下水道条例（平成6年大和市条例第22号。以下「市条例」という。）の適用に誤りがある等と主張して、処分の変更等を求める事案である。

3 審査請求の趣旨

- (1) 「大和市長が令和7年6月17日付けで審査請求人に対してした、変更対象を令和5年度8月から令和6年度11月分までとした下水道使用料変更決定処分を、変更対象を令和5年度8月から令和6年度1月分までとする下水道使用料変更決定処分に変更する。」との裁決を求める。
- (2) 大和市長が行った審査請求人に対する令和7年6月17日付け下水道使用料変更決定処分は、本件漏水の期間である令和6年度12—1月分の下水道使用料が市条例第19条第4項の規定に基づいた変更決定がされていないので、同項の規定に基づく変更決定処分を求める。

4 審査請求の理由

- (1) 市条例第17条は下水道の使用料の額は汚水排除量に応じ算出するとしているが、処分庁大和市長（以下「処分庁」という。）が令和7年6月17日付で行った下水道使用料変更決定処分（以下「本件処分」という。）における地下漏水分は、地中に浸透しているため下水道に全く排除しておらず、下水道施設を一切使用していないから、地下漏水分を汚水排除量とみなすことは、同条並びに下水道法（昭和33年法律第79号）第20条第1項及び第2項に違反するものであり、地下漏水分に係る使用料を徴収することはできない。
- (2) 神奈川県企業庁大和水道営業所（以下「大和水道局」という。）が令和6年度12—1月分の水道使用量を更正したことについては、使用者には善良な管理人の注意をもって給水装置を管理することが求められているが、地中配管の漏水などは通常の生活では確認不可能な場所にあることを考慮して使用水量の認定方法が規定されている。この認定方法の算定式は、漏水量の4分の1が含まれるものであり、本件処分においては漏水分28m³が含まれている。この漏水分28m³は、上水道の使用水量として算定に含まれるのであって、当然下水道施設には排除していないから、令和6

年度12—1月分の下水道使用料について、市条例第19条第4項の規定によらず同条第1項を適用したことは、市条例第17条違反である。

5 棄却しようとする理由

次のとおり、本件処分に違法又は不当な点はないから、本件審査請求には理由がない。

(1) 市条例は、使用者から下水道の使用料を徴収するものとし、使用料の額は、使用者の汚水排除量に応じて算出することとしている。そして、水道水を排除した場合、水道の使用水量をもって汚水排除量と認定することとしているのは、汚水排除量を別途計測することが計測器具の設置や検針の手間といった費用を要するといった技術的理由とともに、通常水道が使用されればおおむねこれがそのまま汚水として排出されるのであって、その費用等の効率性の比較衡量からも必要性と合理性を認めることができる。

審査請求人は、本件宅地内における上下水道の利用者であることから、水道の使用水量を汚水排除量として認定できない特段の事情がない限り、水道の使用水量が汚水排除量として認定される。そうであれば、漏水が生じた際に水道の使用水量を汚水排除量として認定することは、市条例第17条及び下水道法第20条第1項に違反するものではない。

(2) 下水道法第20条第2項は、下水道の使用料は、下水の量及び水質その他利用者の利用の態様に応じて妥当なものであること、特定の利用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと等の原則によって定めなければならないとしている。裁判例では、「下水の量及び水質その他利用者の利用の態様に応じて妥当なものであること」とは下水道料金の基準の定めが利用態様に応じて妥当なものであることを要求しており、利用の態様を超えた漏水といった事故による実質的な負担の分担や救済措置まで定めたものとは解されず、また、「特定の利用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと」とは、一定の技術的制約の下において、利用者の危険と責任において生じた漏水事故につき、画一的な扱いをすることによって、下水道利用者が実際の汚水排除量を超える損失を負担する結果となったとしても、ことさらその下水道利用者に対して不当な差別的取扱をするものとはいえないものと解されている。

本件処分は本件宅地内で発生した地下漏水に係る下水道使用料に関する処分であり、かつ、審査請求人が下水道使用料の変更を求める令和6年度12—1月分は、大和水道局による水道の使用水量の更正が行われ、当該更正における使用水量の

算定は、大和水道局が漏水相当分を算出し、使用水量の認定に反映させていることが確認できる。

そうであれば、審査請求人の危険と責任において生じた地下漏水について、画一的な取扱いをすることによって、汚水排除量とみなされる水道の認定水量に漏水相当分が含まれていたとしても、審査請求人に対し不当な差別的取扱いをするものとはいえない。本件処分は下水道法第20条第2項に違反するものではないから、審査請求人の主張には理由がない。

- (3) 令和5年度8—9月分から令和6年度10—11月分までについては上水道使用料の更正が行われていない。処分庁は、水道の使用水量を汚水排除量とみなす市条例第19条第1項の規定を踏まえても、大和水道局による更正が行われなかった期間の下水道使用料を審査請求人が負担することとなる損失が、使用者が負うべき管理責任に比して過大なものになると判断し、市条例第19条第1項の規定によりがたいと認め、同条第4項を適用して、いわば救済措置を採ったものと考えられる。一方で、令和6年度12—1月分及び2—3月分については、大和水道局が使用水量の更正を行っており、既に大和水道局による救済措置が講じられていることから、原則どおり市条例第19条第1項第1号の規定を適用したものであり、これらの処分庁の判断には合理性が認められる。

6 審査請求の経過

令和7年 9月17日	審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分に対する審査請求を行った。
令和7年11月 4日	審査請求人は、補正書を提出した。
令和7年11月12日	審理員が指名された。
令和7年11月28日	処分庁及び審査請求人より弁明書及び反論書並びにこ
～令和8年 2月 3日	れらに関する証拠書類が提出された。
令和8年 4月10日	審理員より審理員意見書が提出された。

議案第25号

大和市行政手続条例の一部を改正する条例について

大和市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月1日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市行政手続条例の一部を改正する条例

大和市行政手続条例（平成9年大和市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「第14条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第27条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号

物品購入契約の締結について

学校給食調理用備品について、次のとおり物品購入契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 大和市中心二丁目1番20号
株式会社m a s e
代表取締役 満 瀬 貞 司
- 3 契約金額 43,868,000円
- 4 納入場所 大和市中心七丁目10番6号
大和市中立中部学校給食共同調理場ほか4施設

令和8年6月1日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

学校給食調理用備品を購入したい必要による。

議案第27号

物品購入契約の締結について

化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）について、次のとおり物品購入契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 東京都八王子市中野上町二丁目31番1号
日本機械工業株式会社 本社営業部
部長 山下 康 弘
- 3 契約金額 98,450,000円
- 4 納入場所 大和市深見西四丁目4番6号
大和市消防本部

令和8年6月1日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）を購入したい必要による。

議案第28号

物品購入契約の締結について

高規格救急自動車について、次のとおり物品購入契約を締結したいので、議決を求め
る。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 横浜市都筑区川向町880番地1
神奈川トヨタ自動車株式会社 特販部
部長 首藤 豊
- 3 契約金額 20,900,000円
- 4 納入場所 大和市深見西四丁目4番6号
大和市消防本部

令和8年6月1日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

高規格救急自動車を購入したい必要による。

議案第29号

物品購入契約の締結について

資機材搬送車について、次のとおり物品購入契約を締結したいので、議決を求める。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 横浜市金沢区幸浦二丁目6番1号
南関東日野自動車株式会社 横浜支店
支店長 中 尾 憲次郎
- 3 契約金額 24,970,000円
- 4 納入場所 大和市深見西四丁目4番6号
大和市消防本部

令和8年6月1日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

資機材搬送車を購入したい必要による。